

女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）
にあわせて、行事を実施します

毎年11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間は、「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間です。この期間中、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、パープル・ライトアップ、パープルリボンセミナーを開催します。

1 日時

- ①さんかく岡山ライトアップ 令和5年11月12日(日)～11月25日(土) 18時～22時
- ②岡山城天守ライトアップ 令和5年11月15日(水) 日没～24時
- ③パープルリボンセミナー 令和5年11月24日(金) 13時30分～15時30分

2 場所

- ①・③さんかく岡山(北区表町三丁目)
- ②岡山城天守

3 内容

- ①・②さんかく岡山と岡山城天守を紫色にライトアップします。
- ③「DV防止法の改正で何が変わるのか!? ～全ての人が生き生きと暮らせる社会の実現に向けて～」
講師:弁護士 石田 麻衣 氏
先着50人・要申込・参加無料です。詳細は別紙にてご確認ください。

【問い合わせ先】

岡山市 女性が輝くまちづくり推進課 長谷川・篠原 086-803-1115 (内線3735)
086-803-3355 (さんかく岡山)

毎年11月12日～25日は女性に対する暴力をなくす運動の実施期間です。

2023

11/24(金)

13:30～15:30

会場 さんかく岡山会議室

パープルリボン
セミナー

DV防止法の改正で 何が変わるのか!?

～全ての人が生き生きと暮らせる社会の実現に向けて～

「暴力」による被害であっても「夫婦喧嘩」という家庭内の些事として片づけられてきたことが、やっと社会的に保護されるようになってきました。

「夫婦喧嘩」は「暴力」として認知されるようになり、さらに「モラハラ(モラルハラスメント)」という身体に対する有形力の行使ではなくとも、心身を傷つける行為があることも、社会で認知されるようになりました。

全ての人が生き生きと暮らす社会を実現するには、「暴力」からの自由、「心身の安全」はもっとも基本的な要求です。そのような観点からDV防止法の改正点をご紹介します。全ての人が生き生きと暮らせる社会の実現に向けて、共に考えたいと思います。

■講師

岡山弁護士会所属
あち倉敷法律事務所 所長

弁護士
石田 麻衣さん



倉敷市地区人権擁護委員
津山市いじめ問題専門委員
岡山家庭裁判所新見支部家事調停委員
岡山県入札・契約適正化委員会委員
岡山大学ハラスメント防止委員会委員

■申込・問合せ先

「さんかく岡山」 電話:086-803-3355
岡山市北区表町三丁目14-1-201号

■定員:50名(要申込、先着順)

■参加費:無料



主催 岡山市男女共同参画社会推進センター「さんかく岡山」

DV防止法の改正で何が変わるのか?!

～全ての人が生き生きと暮らせる社会の実現に向けて～

2023年11月24日(金)13:30～15:30 会場:「さんかく岡山」会議室

[申込・問合せ先]

岡山市男女共同参画社会推進センター「さんかく岡山」

TEL:086-803-3355/FAX:086-803-3344

E-mail:sankaku@city.okayama.lg.jp

※電話・FAX・メール・電子申込で受け付けています。



FAX送信先 ➡ **086-803-3344** **さんかく岡山** 岡山市男女共同参画社会推進センター

ふりがな		電子申込はコチラ!
お名前		
お電話番号	() -	

※急なご連絡にのみ使用します。

個人情報適切に管理し、この講座のみに使用し他の目的で使用することはありません。

☞会場内での感染防止対策については、感染状況など配慮のうえ適宜ご協力をお願いします。

●「さんかく岡山」へのアクセス●

住所：岡山市北区表町三丁目14番1-201号
アークシア表町2階

- JR岡山駅から南東へ約1.5Km(徒歩約20分)
 - 路面電車
<清輝橋線>新西大寺町筋下車 東へ徒歩約1分
<東山線>西大寺町下車 西へ徒歩約3分
 - 天満屋バスステーションから南へ約500m(徒歩約7分)
 - 最寄りのバス停留所 新西大寺町筋バス停
- *契約駐車場はありません。お車でお越しの方は、近隣の有料駐車場をご利用ください。

